

確認じゃ!



もう一度
確認じゃ!



臨時福祉給付金

(経済対策分)

受給額 対象になる方1人につき
15,000 円 (1回のみ受給です)

受給の対象になる方

平成28年度臨時福祉給付金 (3,000円) の受給の対象となっていた方

- ・平成28年1月1日時点で和寒町に住民票がある方
 - ・平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない方
- ※課税されている方の扶養家族になっている(生活の面倒を見てもらっている)場合や、生活保護を受給されている方は対象になりません。

受給の対象になると思われる方に、1月中に申請書を送付します。

- 【平成28年 春】・高齢者向け給付金 (30,000円)
 - 【平成28年 秋】・平成28年度臨時福祉給付金 (3,000円)
 - ・障害・遺族年金受給者向け給付金 (30,000円)
- を受給されていても対象になります。必ずご確認ください。

※上記3つの給付金の受け付けは終了しています。

手続きの方法

1
月
中

町から、給付金に関するお知らせを郵送します。

お知らせに同封した【申請書】に必要事項を記入・押印、必要書類を添付し、保健福祉センターまたは役場1階お客さま窓口にご持参または郵送してください。

3
月
下旬

申請内容を審査のうえ、支給要件に該当される方に決定通知書を送付します。後日、ご指定の口座へ給付金を振り込みます。支給要件に該当しない方には、該当しない旨の通知書を送付します。

!
ご注意

「振り込め詐欺」や「個人情報・マイナンバーの詐取」にご注意ください!

市町村や厚生労働省などが『臨時福祉給付金』に関してATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

不審な電話や郵便、メールがあった場合には、和寒町保健福祉センター(TEL 32-2000)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。